

写

新労発基0821第2号  
令和6年8月21日

新潟地方最低賃金審議会長  
長谷川雪子 殿

新潟労働局長  
千葉茂雄



最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、  
下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金  
（平成20年新潟労働局最低賃金公示第3号）